

「漁業系統信用事業における総合的な監督指針」

現行	改正案
<p>II-2-5 市場リスク</p> <p>II-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</p> <p>証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（組合でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。）及びCDS取引についても、同様の留意が必要となる。</p> <p>① 商品の適切な価格評価</p> <p>市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローン及びCDS取引を含む。）に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。</p> <p>イ. 価格評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合には当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合であっても、類似商品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、適切性を検証しているか。</p> <p>ロ. 市場部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合には、当該価格について、リス</p>	<p>II-2-5 市場リスク</p> <p>II-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</p> <p>証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（組合でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。）及びCDS取引についても、同様の留意が必要となる。</p> <p>① 商品の適切な価格評価</p> <p>市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローン及びCDS取引を含む。）に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。</p> <p>イ. 価格評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合には当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合であっても、類似商品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、適切性を検証しているか。</p> <p>ロ. 市場部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合には、当該価格について、リス</p>

<p>ク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。</p> <p>ハ. 外部ベンダーやブローカーから価格評価を取得する場合は、可能な限り価格評価手法に係る情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合には、可能な限り詳細な情報の提供を当該外部ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。</p> <p>ニ. 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。</p> <p>② 証券化商品等への投資における商品内容の適切な把握</p> <p>イ. 証券化商品等への投資や期中管理に当たり、格付機関の格付手法や格付の意味をあらかじめ的確に理解した上で外部格付を利用するなど、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 証券化商品等への投資において、裏付けとなる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容の把握に努めているか。</p> <p>ハ. 証券化商品等への投資においては、原資産のポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依</p>	<p>ク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。</p> <p>ハ. 外部ベンダーやブローカーから価格評価を取得する場合は、可能な限り価格評価手法に係る情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合には、可能な限り詳細な情報の提供を当該外部ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。</p> <p>ニ. 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。</p> <p>② 証券化商品等への投資における商品内容の適切な把握</p> <p>イ. 証券化商品等への投資や期中管理に当たり、格付機関の格付手法や格付の意味をあらかじめ的確に理解した上で外部格付を利用するなど、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 証券化商品等への投資において、裏付けとなる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容の把握に努めているか。</p> <p>ハ. 証券化商品等への投資においては、原資産のポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依</p>
--	--

<p>存していることから、関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>存していることから、関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。</p> <p><u>二. 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのため、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質についてより深度ある分析をしているか。</u></p>
--	---